

御意見の概要	これに対する考え方
<p>【廃棄物が地下にある土地を指定する指定区域】</p> <p>指定区域の判断基準は極力自治体の裁量による部分を避け、国が細かく基準を示すべきである。</p> <p>廃棄物処理法施行前に閉鎖された最終処分場や最終処分場が廃棄物処理施設として位置づけられる前に閉鎖された最終処分場は対象外とされたい。</p> <p>指定区域の対象は、廃棄物の埋立区域を確定することが実質不可能であることから、平成4年以降のものに限定すべきである。また、ミニ処分場等の埋立範囲が不確実なものは適用除外すべきである。</p> <p>安定型処分場は適用除外すべきである。</p> <p>遮断型処分場についても対象とすべきである。あるいは、有害な物の埋立地と無害な物の埋立地で区別するべきである。</p> <p>不法投棄場所は対象外とすべきである。</p>	<p>今後制定する省令等も含めて指定対象となる区域を具体的に示すこととしている。</p> <p>法施行前に閉鎖された埋立地は対象外である。その他については、今後省令等を策定するに当たって検討する。</p> <p>廃棄物の埋立区域については、平成4年以前に廃止されたものであっても、廃棄物処理施設設置届や廃棄物処理業許可申請書等により把握することができる場合もあると考えている。</p> <p>安定型処分場であっても土地の形質の変更に伴い廃棄物の流出等の生活環境保全上の支障が発生し得るため、対象外にすることは考えていない。</p> <p>遮断型処分場については、対象とする予定である。一方、埋立物の有害性により区別すべきとの御指摘については、廃棄物はその飛散・流出自体が生活環境保全上の支障となり得るため、指定区域の判断基準において両者を区別することは考えていない。</p> <p>不法投棄場所における廃棄物については、まずは措置命令等により支障の除去を講じさせることが必要であるが、その結果不法投棄物の現場封じ込めが行われた場合には、当該土</p>

埋立廃棄物による環境汚染が発覚している土地も指定区域にすべきである。

生活環境の保全上の支障が生ずるおそれについて、一定の判断基準を示されたい。

地下に埋まっている物が、廃棄物かどうかをどのように認定するのか。

指定に当たり、地番の確定や埋立区域の図面が行政機関で廃棄又は紛失しているケースが考えられるが、そのような場合の対処方法を示していただきたい。

廃棄物が埋め立てられている場所の境界の定め方を教示されたい。

既存の図面等と実際の埋立区域が異なる場合も想定されるが、その場合の調査の費用負担や測定の確認行為はどのように考えるのか。

指定区域にされた場合に、土地の所有者が処分場設置者に補償を求めるようなケースが考えられるが、想定されるケースごとに対応ガイドラインを示していただきたい。

地を本制度の対象にする予定である。

そのような土地については、まず、措置命令等により支障の除去を講じさせることが必要である。その上で、今後省令等も含めて具体化する要件に該当する土地であれば指定区域に指定することとなる。

今後制定する省令等も含めて対象となる区域を具体的に示すこととしている。

今後制定する省令等も含めて対象となる区域を具体的に示すこととしているが、廃棄物処理施設設置許可証、設置届、業の許可証等により廃棄物が埋まっていることを把握することができると考えている。

都道府県においては、当時の処分場設置者に対する報告を求めるなどにより情報を収集していただくことになる。

許可申請書等の図面、地番等に基づくこととなる。

指定区域を指定する者が、例えば当時の処分場設置者に対して報告を求めるなどにより確認等を行うこととなる。

土地の所有者と処分場設置者の間の補償については民事上の問題であり、ガイドラインを示すことは予定していない。

既に土地の形質が変更されている場所の区域の指定の方法について教示されたい。

工事等で新たに廃棄物が発見された場合の取扱はどうか。また、その範囲を調査するために発生する費用の負担先を示していただきたい。

全国における指定区域を集計して公表されたい。

指定区域の指定事務は、都道府県等の自治事務になるのか。

最終処分場の跡地利用や既に処分した廃棄物の掘り返しは認められるべきではない。

既に土地の形質が変更されている場所も全く土地の形質の変更が行われていない場所も取扱いは同じである。

今後省令も含めて定める指定区域の判断基準に該当する場合は、事後的に指定区域に指定することとなる。なお、その際の範囲の調査は基本的には既存の資料の確認等によることを想定しているが、仮に費用負担が発生する場合は、指定区域を指定する者が負担することとなる。

指定区域の指定事務は都道府県等の自治事務であり、各都道府県等が公示等により公表することとなる。

自治事務である。

廃止された最終処分場の跡地における利用等はこれまで廃棄物処理法の規制がかかっていなかったところ、本年4月の法改正において、新たに指定区域制度を導入し、一定の規制の下で跡地利用に伴う生活環境保全上の支障の発生防止を図るものである。